

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 6月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系フィルタスラッジ貯蔵タンク（A）点検において、基礎ボルトにナット外れ（24本中1本）及び全体的な腐食が認められたため、当該ナットを取付及び補修・塗装	D	
2	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（6）点検において、圧縮機（B）冷媒用電磁弁のケーブルに損傷が認められたため、当該部を修理	C	
3	2号機	送電線超高压開閉所継電器室換気空調設備（B）吹出しルーバに開閉動作不良が認められたため、当該ルーバを点検・修理	D	
4	2号機	補機冷却海水系硫酸第一鉄注入ポンプランジャ駆動部に油にじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	3号機	復水給水系酸素注入装置酸素ガスボンベ元弁（1台）にグランドリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	4号機	制御棒点検（時間調整）においてプロセス計算機警報印字プリンタに存在しない座標の制御棒（10-03）の印字が認められたため、対応検討	C	
7	4号機	定期事業者検査（制御棒駆動機構機能検査）において、制御棒（14-07）に挿入時間の判定値外れが認められたため、対応検討	D	
8	5号機	燃料交換機主電源盤用換気フィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
9	5号機	電線端子箱（原子炉建屋1階西側）扉の蝶番に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	5号機	主発電機密封油装置非常用密封油ポンプ定例試験において、同油圧調整弁に動作不良（ハンチング）が認められたため、当該弁を点検・調整	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	6号機	主タービン潤滑油貯蔵タンク室換気空調系排気ファン駆動用ベルトに緩み（3本中1本）が認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
12	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）淡水側出入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）海水出入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）ドレン用中間ストームファンネルの上蓋ネジ穴に摩耗（3箇所中2箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（A）処理蒸気排出弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	6号機	気体廃棄物処理系エリア換気空調系冷却装置に「冷却水出口温度高」の警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
17	集中環境施設	高温焼却炉排ガスセラミックフィルタ逆洗装置用空気圧縮機冷却ファンベルト（3本中1本）に切損が認められたため、当該ベルトを交換	D	
18	その他	消火ポンプ（事務本館別館用）点検において、表示ランプ電源スイッチの復旧忘れが認められたため、当該スイッチを復旧及び対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで